

問合せ先  
 北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）  
 役場福祉課保険係 ☎011-290-5601  
 ☎574-2214

**保険証が新しくなります（黄色 → 水色）**

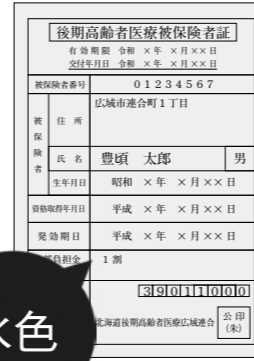
●新しい保険証は水色です（有効期限は令和7年7月31日です）

現在ご使用の黄色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、福祉課保険係までお申し出ください。

保険証が廃止される令和6年12月2日以降は再発行することができないため、「資格情報のお知らせ」を交付します。



水色

**減額認定証も新しくなります（黄緑色→橙色）**

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

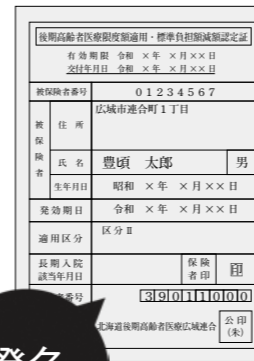
※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

●新しい減額認定証は橙色です（有効期限は令和7年7月31日です）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は保険証と共に橙色の減額認定証を送付しますので、8月1日からご使用ください。

申請のお知らせが届いた方は、福祉課保険係へ申請してください。



橙色

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方

**限度証も新しくなります（黄緑色 → 橙色）**

【限度額適用認定証】

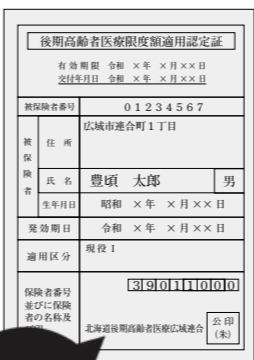
※保険証の負担割合「3割」の方で限度証の交付対象…次の3区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

●新しい限度証は橙色です（有効期限は令和7年7月31日です）

現在ご使用の黄緑色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は保険証と共に橙色の限度証を送付しますので、8月1日からご使用ください。

申請のお知らせが届いた方は、福祉課保険係へ申請してください。



橙色

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方（限度証不要）
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

**物価高騰対応重点支援  
 給付金の高騰対応重点支援**

問合せ先

役場福祉課  
 ☎574・2214

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度に新たに「住民税非課税世帯」または「住民税均等割のみ課税世帯」なられた世帯に対し1世帯あたり10万円を、またこれら世帯に属する18歳以下の子ども1人あたりに5万円を給付します。

**国民健康保険被保険者証  
 の更新について**

問合せ先

役場福祉課保険係  
 ☎574・2214

現在ご使用の国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）（ピンク色）の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

主の方へ、国民健康保険加入者全員分の新しい保険証（緑色）を送付します。会社等勤務先から健康保険証を交付されていて、国民の保険証が届いた方は、国保を脱退する届出が必要ですが、必要です。

ピンク色→緑色



緑色

**対象世帯（すべてに該当する世帯）**

- ①基準日（令和6年6月3日）に豊頃町に住民等登録のある世帯
- ②世帯員全員が令和6年度住民税所得割が課されていない世帯
- ③世帯の全員が、令和6年度住民税課税者の扶養者ではない世帯
- ④世帯の中に住民税所得割が課税となる所得がある者がいる場合、申告済みであること。
- ⑤世帯の中に租税条約による住民税免除届け出をしている方がいない世帯
- ⑥令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）または令和5年度住民税均等割のみ世帯への給付（10万円）の対象となった世帯ではない

**申請方法**

令和5年度および6年度の住民税課税状況などから支給対象となる可能性が高い世帯に対しては、令和6年7月上旬に「確認書」を送付します。振込先情報等を記載のうえ、返信用封筒により返送してください。

- ①申請期間 令和6年7月1日から10月31日（当日消印有効）まで
- ②記載内容と必要書類等  
 世帯の氏名（署名または記名押印）、電話番号、口座情報などの必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付してください。  
 ・低所得世帯給付金確認書  
 ・通帳（金融機関、支店、口座番号、預金種別、口座名義（カタカナ）が確認できるページ）またはキャッシュカードの写し  
 ・本人確認書類の写し（1枚）

**コミュニティバスの運行時刻の  
 改正について**

茂岩山パークゴルフ場、とよころ荘、十勝ロイヤルホテル発着延長に伴い、コミュニティバスの時刻を一部変更しています。茂岩山方面への時刻は、次のとおりです。

問合せ先

役場住民課生活環境係  
 ☎574・2213

コミュニティバス5便・7便  
 茂岩山方面への運行は  
 毎週火曜日・木曜日  
 10月31日までです

コミュニティバス5便

豊頃町福祉センター	12：29 発
茂岩山パークゴルフ場	12：34
とよころ荘	12：35
十勝ロイヤルホテル	12：36 着

コミュニティバス7便

十勝ロイヤルホテル	15：05 発
とよころ荘	15：06
茂岩山パークゴルフ場	15：07
豊頃町福祉センター	15：17 着

コミュニティバス6便（福祉センターから豊頃駅前まで）の時刻が変更になっています。詳しくは6月号に折り込みの『町有バス・コミュニティバス時刻表』をご参照ください。